

メキシコの教育制度

サンティジャン・フランコ・ヘスス* 畑 克明**

Santillan Franco JESUS* Katsuaki HATA**

The Mexican Education System

[キーワード：メキシコ合衆国、教育改革、公教育省(SEP)、SNTE]

はじめに

メキシコの教育制度は、中央集権的体制から、基礎教育を提供すべく32のすべての州（1連邦区を含む。）が参加する地方分権的体制への移行期にある。

今日、子どもたちの基礎教育はすべての州で実施されている。しかし、教育の過程における種々の特徴を決定する基礎的条件の一つとして、たとえば次のような地域社会の置かれた状況がある。

- (1) 地理的状況
- (2) 産業の発展状況
- (3) 各地方の教育水準

これらの特徴は注目に値する。なぜならば、メキシコは5つの経済ゾーンに分けられ、それぞれの経済ゾーンは、a) 産業の発展状況、b) 教育的及び社会的水準、において異なる状況にあるからである。

北部の諸州は南部の諸州より産業・経済が発展しており、したがって、現代的サービスを提供する、より機能的な学校を設立するためにより多くの資金をつぎ込むことができる。メキシコ・シティは北部地帯に位置するわけではないが、メキシコの首都であり、学校もまた現代的な施設設備を備えている。

このような教育の移行過程が、二つのイデオロギーの傾向、すなわち新自由主義及び公平的民主主義の影響を受けていることは重要である。誰もが、メキシコの教育制度の針路を決定するに際して、この二つのイデオロギー的傾向がリーダーシップを執ることを欲している。この二つのイデオロギーの間に見られる相違は次の点にある。

(1) 政府が国の発展のために達成しようとする社会の相違

(2) 政府の経済への関与の度合い

新自由主義

メキシコにおける新自由主義の傾向についていえば、あるグループないし社会的レベルの共通の関心が存在するわけではなく、ただ個人的関心が存在するだけである。そしてこれらの関心が社会を動かす力となるのであり、個々人の経済的関心の総和は富総体の増加となるであろう。

このシステムが国際市場における自由貿易や自由競争に適用されていることを見るができる。自由企業が国の下部構造（学校、道路、公共サービス、等）を構築する。このようにして国の富が生み出されるのであり、そこで政府の機能は、資本やサービスの自由な交換の規則を定めるにすぎない。

公平的民主主義

市民の安全保障は、社会の発展にとって最も重要であり、また富総体の増加をもたらすであろう。

公平的民主主義のもとでは、政府と自由企業とがともに経済的活動を行う。この傾向においては、自由企業が富の不公平な配分や社会的水準の不均衡の原因となることが信じられている。それゆえ、政府が財政政策をもつ必要がある。すなわち、政府の税政策や社会的支出（保険、教育及び公共サービス）が経済の調和をもたらすのである。

20世紀における教育計画の概観

メキシコにおいては、(1) 基礎教育、(2) 中等教育

*平成15年度文部科学省教員研修留学生

**島根大学教育学部附属教育支援センター教授

及び(3) 専門教育(大学)のあらゆるレベルの教育を提供する政府の主務官庁は教育省である。

ただし、専門教育のレベルでも、各州に設置される州立大学と首都メキシコシティに設置された国立メキシコ大学とが存在する。これらの大学は、メキシコ政府から独立した自治権が認められており、自らカリキュラムを編成して教育を行っている。

一方、私立の初等・中等学校及び大学も多く存在する。私立の学校・大学は教育省の規制を受けており、政府が示す規準にそったプログラムを提供する必要がある。しかしながら、学校の教育プログラムに、たとえば外国語、音楽、美術のような、いくつかの科目を加えることもできる⁽¹⁾。

ところで、国家教育制度(SEN)は、各州の成立の歴史と軌を一にして発展してきている。20世紀を通じて多くの変化が生じており、それらは、現在の教育制度の強化、また教育制度の形成に際しての定義づけを促進することとなった。

メキシコの教育制度を動かしてきたプロジェクトは、次のように要約することができる。

- 1 国家主義的教育(1921~24年): Jose Vasconcelos による公教育省(SEP)の創設と関係している。
- 2 農村及び先住民教育(1934~42年): メキシコ革命の他のダイナミズムと同様にVasconcelosの思想から生まれた計画であり、その主唱者たちは「農村教師の第一世代」と呼ばれている。
- 3 社会主義的教育(1934~42年): 技術教育及び農村教育を推進した。
- 4 技術教育(1915~98年): 第一に国家主義的計画を構成する計画であり、社会主義的教育によって推進された、国立ポリテクニク学院の創設、科学技術学院及び近年の科学技術大学制度の創設となって現われた。
- 5 ナショナル・ユニット(1959~70年): 「社会主義教育を禁止」し、「都市教育の発展と優先性」の基礎となった。
- 6 11年計画(1959~70年): Adolph Lopez Mateos 大統領政権によって策定されたものであり、教育費の安定的成長と基礎教育の拡張をもたらしたことによって特徴づけられる。
- 7 教育制度の現代化(1970~2000年): 1970年から95年にかけての期間を通じて「教育の地方分権化及び現代化をうたった改革計画」である。この過

程はまた、1992年の「基礎教育の現代化に関する国家協定」(ANMBR)にそった新しい過程である。

教育制度の構成

広い意味では、教育制度は、最初に、そしてそれに続き形成された一連の定型的(フォーマル) 非定型的(インフォーマル)及び不定型的(ノンフォーマル)の教育の仕組みを含む。厳密な意味では、最初に、そしてそれに続き形成された国民教育の一連の関係者、構造及び仕組み並びに認可された私立部門をいう。

教育制度の構造は、多様な種類、段階及び様相を示している。そして「一般教育法」は、国家教育制度を基礎教育、後期中等教育、専門教育及び成人教育に分類している。

基礎教育

基礎教育は、(1) 就学前教育、(2) 初等教育及び(3) 前期中等教育の3つの教育段階によって構成される。基礎教育は、政府の第一優先順位に位置づけられており、また、国家教育制度において多くの段階を含んでいる。

1997年、この段階の就学者数は2,270万人を数え、それは、他の段階の教育(専門教育、後期中等教育)を受けている者を含むすべての生徒・学生の83%に相当する。同じ時期に、政府は、基礎教育サービスの93%を提供し、私立学校には、残りの7%が就学している。

(1) 就学前教育

3歳から5歳までの幼児は、幼稚園⁽²⁾に入ることができる。この段階は3年で、義務ではないので、幼稚園に通わなくても、子どもは小学校に入ることができる。

現在、10人中8人の子どもが幼稚園教育を受けていることは、満足すべきである。

表1 就学前教育の状況

年度	幼稚園数	就園者数	教員数
1990/91	46,736	2,734,054	104,972
1991/92	49,763	2,791,550	110,768
1992/93	51,554	2,858,890	114,335
1993/94	55,083	2,980,024	121,589
1994/95	58,868	3,092,834	129,576
1995/96	60,972	3,169,951	134,204
1996/97	63,319	3,238,337	146,247

(2) 初等教育

6歳から10歳までの子どもは、修業年限6年の小学校⁽³⁾

に就学する。この段階の教育は、普通教育、二言語教育、成人教育及びコミュニティ教育に分類される。

表2 小学校の学校数、児童数及び教員数

年 度	学校数	児童数	教員数
1990/91	82,280	14,401,588	471,625
1991/92	84,606	14,396,993	479,616
1992/93	85,249	14,425,669	486,686
1993/94	87,271	14,469,450	496,472
1994/95	91,857	14,574,202	507,669
1995/96	94,844	14,623,438	516,051
1996/97	95,855	14,650,521	524,927

表4 後期中等教育の状況

年 度	学校数	生徒数	教員数
1990/91	6,222	2,100,500	145,382
1991/92	6,548	2,136,200	147,667
1992/93	6,833	2,177,200	151,073
1993/94	7,167	2,244,200	157,433
1994/95	7,633	2,343,500	166,921
1995/96	7,886	2,438,700	177,009
1996/97	8,280	2,606,100	182,185
1997/98	8,711	2,746,600	192,669

(3) 前期中等教育

中学校は、修業年限3年で、12歳から16歳までの子どもが就学する。1993年以降、義務教育となっている。この段階の教育は、普通中等教育、職業中等教育、技術中等教育、遠隔中等教育⁴⁾及び成人中等教育に区分される。

16歳以上の青少年は職業中等教育又は成人中等教育を受けることができる。この段階の教育は、高等学校及びカレッジに進学するうえで必要である。

表3 中学校の学校数、生徒数及び教員数

年 度	学校数	生徒数	教員数
1990/91	19,228	4,190,190	234,293
1991/92	19,672	4,160,692	235,832
1992/93	20,032	4,203,098	237,729
1993/94	20,795	4,341,924	244,981
1994/95	22,255	4,493,173	256,831
1995/96	23,437	4,687,335	264,578
1996/97	24,402	4,809,266	275,331

専門教育

この段階の教育は、技術大学、教員養成大学又は国立/州立大学において提供される。国立/州立大学はすべて自治を認められており、連邦/州政府がコントロールすることはない。一方、私立の大学、教員養成大学に対しては、政府は、その組織やコースについてコントロールを行い、カリキュラムないし教育プログラムの基準を設けている。

表5 高等教育の状況

年 度	学校数		学生数	教員数
	L	P		
1990/91	1,238	424	1,143,000	122,230
1991/92	1,306	514	1,211,500	123,229
1992/93	1,276	490	1,195,700	126,597
1993/94	1,425	617	1,247,800	129,815
1994/95	1,527	673	1,283,100	139,749
1995/96	1,685	780	1,372,800	150,527
1996/97	1,786	860	1,424,000	155,626
1997/98	1,878	987	1,498,300	164,031

後期中等教育

この段階の教育も、普通高等学校、技術高等学校及び専門的技術教育などに区分され、それぞれカリキュラム、普通教育のあり方、学校組織等において異なった機能、目的をもっている。

中等修了証secondary certificateがこの段階の学校に進学するうえで必要である。そうでない場合は、入学試験を受けなければならない。

教育改革

教育改革の背景

メキシコの教育改革の目標の一つは教育の地方分権化であり、メキシコ政府にこのような政策を採用させた要因として、国際的要因と国家的要因とがある。

(1) 国際的要因

ここ何年もの間、世界銀行の政府借款に対する経済的政策は、世界的規模の地方分権化改革の中心となっている。経済的依存の観点から、メキシコ政府は、追加的借款を獲得する条件として、教育の地方分権化政策を推進することを承認した。なぜならば、それは、世界銀行の新自由主義経済の観点にそうからであった。

一方、1980年代の後半、メキシコは、アメリカ合衆国及びカナダと通商協定（北米自由貿易協定）に調印した。これは、閉鎖的かつ保護的な経済から開放的経済への移行を促すものであった。この新しい政策は、企業の生産過程への国の干渉の抑制と銀行を含む公企業の民営化を支持するものであり、外国からの投資の増加の誘引となっている。

このように経済的統合のために、メキシコ政府は、経済の構造的再編を強化するために必要な有能な人材を育成することが可能な現代的な教育制度を創設しなければならなかったのである。

(2) 国家的要因

1960年代後半になると、メキシコでは、教育制度を含むすべてのことが国立に変わり、このシステムは急速に拡大した。しかしながら、この拡大は、農村地域を犠牲にして都市地域に利益をもたらすこととなり、その結果、教育の質の向上やとくに農村地域に住む貧困階層にもっと多くの教育の機会を提供することが必要となったのである。

1970年代、公教育省（SEP）の官僚的構造は動きがにぶく、そのため数多くの新しい教員の吸収に速やかに対応することができなかった。直ちに、教員の間から不平や抵抗が起り、行政当局として対処すべき反対運動へと発展した。このことからSEPの行政構造を再編成し、それぞれの州における日常的な手続きを分権化する必要性が高まった。高度に集権化した制度は、周知のように硬直的、非能率的で、地方の学校の要求に応えることができず、教育の質を改善させることができず、そしてしばしば余りに強力になった全国教員組合（SNTE）による支配を受けた

1980年代を通じて、経済的危機と新自由主義的政策の文脈の中で、集権化した国家の弱体化は政治家や政策決定者に対し、国の改革の必要性を認識させることとなった。

分権化についての諸研究は、教育の質の改善は常に一つの目標となりうるにしても、最も重要な目標となることは（たとえあるとしても）まれである、ことを示している。このようなタイプの改革は政治的舞台上で

生まれ、また多くの動機（ほとんどがインフォーマルでかつしばしば隠れている）によって動かされる傾向にある。

メキシコにおいては、分権化の背後には、(1) 教育の質及び平等を改善するために、国家レベルの政策のコントロールと教育における連邦主義を強めること、(2) 教員組合の勢力を削ぐこと（隠れた動機）の二つの主要な動機がある。

Street（1992年）は、「教育の分権化はメキシコにおいて意思決定に諸制約を再び設けることになり、そして教員組合や官僚主義と関わりをもつ協力グループの圧力から、SEPにおける充血状態を和らげることとなった。」と述べている。

教育制度改革の過程

過去20年間を通じて、社会が陥っている窮状を打開すべく、次のように主に3つの教育制度改革が行われている。

(1) 第一世代の改革：「外に向かって」

主要な事項

- ・社会的及び教育的サービスの施策に構造的変化を生み出すこと。
- ・州及び中央政府が、教育的サービスの地方への移管に着手すること。
- ・基礎教育全体（もしくは初等教育のみ）へのアクセスの可能性を高めること。

成果

過去20年間におけるメキシコの地方分権化は、種々の段階を経て進行し、最終的に「基礎教育の現代化に関する国家協定」（ANMBR）の署名によって教育の「連邦主義」を実現した。

1965年、Augustín Yáñez教育大臣は、教育の質の向上を達成するために教育制度の現代化プロジェクトを発表した。このプロジェクトは、ほとんどカリキュラムと教授法の現代化に集中していた。

次いでLuis Echeverría（1970～76年）は、これらの改革の諸局面を第二世代の改革に統合した。第二世代の改革は、カリキュラムのデザイン、新しい教科書の作成、教員養成及び公教育省（SEP）の内部構造の革新を生み出した。1971年の計画及び調整担当の副大臣の設置によって、また73年、USEDES（Unidades de Servicios Educativos a Descentralizar）の設置によって、行政の部分的な分権化が始まった。連邦政府は、より効率的な意思決定システムの構築と、それまでの

行政の間に非常に大きな割合で増大した官僚組織の再編成の必要を認めた。USEDES設置の目的は、行政的権限をより小さな地方政府に委譲することであった。しかしながら、実際的には、地方政府に権限ないし意思決定能力が委譲されることはなかった。地方当局は連邦政府との強い中央のつながりを維持したし、一方、連邦政府は地域当局により大きな参加を与える意思を次第に弱めていったのである。1973年の連邦教育法への変更は、連邦、州及び市町村のそれぞれの役割を考察した。Loyo（1992年）が述べるように、「法律は、いかなる権限分散をももたらさなかった。逆に、法律は、たとえそれが州や市町村が技術的・行政的任務を託されることを規定したとしても、連邦の行政的権限を強めることとなった。」のである。

1978年、連邦政府は、学校管理を改善し、基礎教育を遠隔地まで拡大するために、行政権限分散化の政策にのりだした。SEPはその行政的組織機構の「再編成」（権限分散）を始めた。この再編成の意図は、予算配分手続きや行政サービスの簡素化を図ることであった。3分の1委譲がそれぞれの州において確立され、SEPに対して直接的に責任がある伝統的な地方事務所に割り当てられた。このようにして、各州は自体の教育的サービスに対して行政責任を有することとなった。ただし、監督、評価及び財政は連邦政府の権限として残された。これらの目標は、連邦と州との間の調整不足により実現されなかった。また、連邦政府と全国教員組合（SNTE）との間に争いの兆候が現れた。

SNTEは、分権化政策が、その直接の統制下にあるいくつかの分野、とくに基礎教育の分野を脅威にさらすことを理由に反対した。最終的に、二つの問題が未解決のままであった。一つは、行政は依然として中央集権的であり、非能率的であったことであり、もう一つは、SNTEの政治的力が組合内部においてのみならず、SEPの構造内においても増したことである。

1982年から88年のMiguel de la Madrid大統領の時代に、分権化の関心は、各州における「初等教育及び教師教育のための分権化委員会」の設置によって教育の分野に向けられることとなった。これらの委員会は、州及び市町村政府を強化するための論理的根拠として各州において作用した。もっとも、州当局は、教育に関しては連邦政府の中央の権力とむすびついていた。この政策は、SNTEとSEPの間のいくつかの問題を引き起こすこととなった。すなわち、中央政府がその意思決定権や資源の統制権を州に移さなかったために、そして連邦、州及び市町村という3つのレベルの政府の間

の、よりよい資源の配分が財政改革の中でなされなかったために、分権化の試みは失敗に帰した。それゆえ、各州は、資源統制権や意思決定権のかわりに獲得した権限の分野においては、行政的権限の分散化にとりくんだのである。

1970年から88年までの間になされた、メキシコの教育制度の構造的改革は、国家プロジェクトを、教育の質を向上させるという目標のもとに、基礎教育及び教員養成機関の分権化へと導いた。

1989年、教育の分権化に反対してきた全国教員組合（SNTE）は、最終的に、連邦政府が教員給与を増やし、授業の質を高めるための経済的刺激を強める政策を取ること、上昇移動の可能性を促進する新しい計画を策定すること、そしてこの戦略がSNTEを解体するものではないことを大統領が保証すること、を条件に分権化を承認した。

問題の克服

Miguel de la Madrid大統領及び初代の公教育大臣 Reyes-Herólesは、メキシコ教育の分権化のために努力した。国際レベルの国の経済的統合や経済的危機は集権化した国の弱体化をもたらし、そのことは、後にこの分権化を達成するうえで多く助けとなった。

他方、その過程は、1970年代における連邦と州の調整不足のために、そして80年代における州政府の意思決定能力や資源統制力の不足のために、非常に多くの時を要した。その上、SNTEによって設けられたバリアーによってSNTEは、その特権を失うこと、そして解体されることへの恐れから教育の地方分権化を拒否していたのであるが一おおいに遅滞することとなったのである。

(2) 第二世代の改革：内に向かって（1990年代）

主要な点

- ・教育施設の計画や管理、教育学、カリキュラム及び評価システムにおける変化
- ・教育制度の管理及び評価の方法における変化
- ・遂行能力に基づく教員に対する報奨システム

この期間内の成果

すべての種類及び段階の教育において登録者数が著しく増加した。

15歳以上の年齢層の平均就学年数が20年前の初等教育の第3学年から7学年以上に伸びた。

教育に対する注目の様相が多様化した。

教科書やテクノロジーの量的質的發展が見られた。教育関係の労働者の数が飛躍的に増加した。それぞれの組織がイニシアティブを発揮するようになった。

これらの事項の達成状況

1992年5月18日、(教育制度の分権化のための)「基礎教育の現代化に関する国家協定」(ANMBR)が、公教育省(SEP)、全国教員組合(SNTE)及び31州の知事の間で締結された。

この協定は、連邦、州及び市町村のそれぞれのレベルにおける当局の新しい役割、日常的業務及び権限を描き、また、1993年の新しい法律は、教育の分権化したシステムを構想している。これらの交渉や法制から生まれたモデルは、州の自治の進展を認めるもので、また財政的権限を割り当てるものでもない。ほとんど全体の教育制度に資金を供給するのは、中央政府である(Hansen, 2000年)。

その主要な特徴のゆえに、メキシコの分権化モデルは、国立の制度を構築することに同意する主権を有する諸州の代表制のモデルというよりも、諸州と連邦政府との間の協力と調整のモデルといったほうがよい。この分権化の枠組み(それはまた、多くの文書や公式発言において連邦化、あるいは新連邦主義と呼ばれる。)は、いかなる極端な立場もとらない。それは、中央政府が全国的な制度のための一般的、全国的な規範を指令する権力を保持するためのモデルである。この権力は、全国的な教育課程の編成、地方的なカリキュラムの承認、制度の評価、貧しい諸州に対する補償的及び臨時的資源の配分を含むものである。

諸州は、労働関係、学校管理及びSEPにおいて決定された他の改革の運営に対する責任を負う。それゆえこの種の分権化 decentralization は、権限分散 deconcentration、又は業務の移管 transfer of work と呼ばれるのであるが、それは決して意味ある意思決定当局の移行ではない。メキシコの国の指導者達は、主要な分権化改革を宣言したのであるが、それは基本的には、31の州政府に教育管理の任務を移したものであり、国家レベルの教育政策に対する支配を増加させた(集権化した)にすぎない。

(3) 第三世代の改革：学校改革

主要な事項

- ・学校の改革：自治、結果による責任を伴った教育的管理に向けて

- ・他のどの国にも見られるように、メキシコの教育制度の改革は、次のことを意味する。すなわち、多様な社会的演者の間の経済的、政治的及び象徴的資源の再配分。これらの間の緊張及び反駁は、ゲームにおける関心、展望及び解釈の多様性を意味している。
- ・そしてそれは、ミクロの教育レベルと同じくらいマクロの教育レベルにおいても生じる。
- ・教育的官僚主義、政治的市民性及びリーダーシップの間の多様で複雑な相互作用

以上の事項の達成状況

改革を実施するために、中央政府は、同時に1400万人以上の生徒・学生、513,000人の教員及び115,000人の行政職員、100,000の学校その他の建物及び2200万個の設備のための資源及び責任を31の州に移管した。これらすべての労働者の先任権、諸手当及び労働組合の権利は州の教育的構造に吸収された。これらすべてのことが、州からのいかなる要求もなく、あるいは管理の下部構造のための特別の準備もなく、全国的規模でわずか数週間の間起こった。多くの州は、財政的にも行政的にも基礎教育を分権化する用意をしていなかった(Barajas Villalazo, 2000)。

メキシコの教育分権化改革は、連邦政府によってなされた中央的決定であり、決して州知事あるいは学校長・教員からの合意による請願ではなかった。全国レベルで分権化に対する要求は確かにあったけれども、とくに教員や州知事たちの側からの、教育的分権化を地方レベルに広げることに対するいかなる社会的ないし政治的要求もなかった。

メキシコの教育制度の新しい構造に法的体裁を与えるために、連邦議会は、1992年に憲法第3条を改正し、さらに1993年には一般教育法 General Law of Education を承認した。

Salinas大統領政権下の1992年5月、ANMEBの制定により労働関係、教員の給料、学校管理及び下部構造は法的に中央から州政府に移された。ほとんどの州は独自の教育大臣を設置しなければならなかった。31の州の知事及びSNTEは、ANMEBに署名し、学校制度を再編すること、教育に連邦主義を再導入することを約束した。このことは、基礎教育に対する連邦の統制が州レベルに移されることを意味した。この瞬間から、州知事たちは、その管轄下にあるすべての学校の管理運営に対し責任を持つこととなったのである。

ANMEBに基づく連邦、州の権限

連邦政府の権限

全国的な基礎教育及び教員養成カリキュラムの決定
 全国的な学校暦の作成
 無償の教科書の編成及び改定
 基礎教育のためのその他の図書の使用の認可
 教材の使用のための一般的ガイドラインの作成
 教員養成、研修及び専門的成長の制度の規制制定
 私立幼稚園のカリキュラムの教育学的要件の策定
 単位及び教育的同等性にかかる全国的制度の制定
 教育機関の全国的登録簿を整備すること
 社会的参加協議会のためのガイドラインを設計すること
 全国的教育制度の計画、プログラミング及び評価を実現すること
 他の国々との文化関係の調整
 基礎教育及び教員養成機関の特徴を保証するうえで必要なすべての手段を講じること

州政府

基礎教育及び教員養成を実施すること
 基礎教育及び教員養成のための地方的なカリキュラムの内容をSEPに提案すること
 必要に応じて学校暦を地方のニーズに合わせることに
 SEPの決定に従って、教員研修を実施すること
 SEPの定めるところにしたがって、他の州の学位を承認すること
 私立部門が基礎教育及び教員養成サービスを創設し実施するに際して拒否又は取り消しを行うこと

連邦政府と州政府の共同の権限

国家的及び地方的ニーズに応じた教育的サービスを提供し振興を図ること
 カリキュラムの内容を決定し、編成すること
 SEPのガイドラインに従って国外でなされた諸研究を承認すること
 基礎教育及び教員養成とは異なる私立の教育機関を認可し、否認し又は廃止すること
 公式の教科書その他の資料を出版すること
 国家教育制度を支援する、教育的革新並びに科学的、人文的及び科学技術的調査研究にかかる図書館サービスを提供すること
 教育的調査研究の振興を図ること

技術教育及び科学技術的調査研究の発展を奨励すること
 文化的及び身体的活動の振興を図ること
 一般教育法の施行状況を監督すること

教育の統一は、連邦政府の指揮下における教育政策の最も不可欠の事柄となっている。：たとえば、国のカリキュラムの定義、教員養成及び教員のキャリアのデザイン、制度の評価、州への教育予算の配分、国家的計画からの補償的及び臨時的資源の振り分け

結果

軌道の定まらない政策や政治的争いにもかかわらず、メキシコ教育の分権化は、徐々に進展している。それは、州における教育機関の重要な変化を生み出し、学校管理のための新しい組織的モデルの種を植え付けた。

それは、著しく増加した管理責任を通じての、カリキュラムの内容、アカデミックな評価及び質の評価にかかる権限の州への完全な委譲を意味するものではないが、州は、教育に及ぼす影響の度合いが大きいと考えている。そしてそれは次第に大きくなっている。連邦政府は、成人教育、技術中等教育、学校の建設のための協力などのような追加的な教育制度にかかる権限を州に移管しつづけている。

しかしながら、たとえ連邦政府が重要な管理任務を州に移管しているとしても、その権力を保持し、それを州が堅持しなければならぬ制約や境界を定めるために利用するのである。連邦政府は、州レベルの政策形成や教育費のコントロール、補償的プログラムの促進、出席する生徒のための十分な場の不足と戦う貧しい州の援助においてよりダイナミックな役割を演じている。

現在、連邦政府は、即時の注意を必要とするいくつかの状況に直面している。第一に、中央政府と州当局との間に依然として政治的緊張がある。第二に、SEP当局は教育の分権化の過程を監視することに関して州との距離が広がっていることにそれほど重要と考えていない。第三に、SEPは生徒の学力の結果を隠しつづけている。そして第四に、教員給与の標準化は、依然として手つかずになっている。

州政府と連邦政府との間の緊張は、大きくなってきている。なぜならば、州知事たちが教育の分権化後、より重要な役割を果たすことを期待しており、改革の媒介者とみなされることを期待していないからである。もう一つの重要な不満は、補償的プログラムに関して

である。これは、依然として大統領によって企画され、着手されているのである。知事たちは、また、教員給与の取り決めは、地方の州においてなされるべきであって、メキシコシティの教育省においてなされるべきではないと主張している。

結論

教育の再編成への好ましい文脈は次のとおりである。

- ・ 政治的協議事項において教育により大きな優先順位を与えること、そして演者たちの間の十分な結果を待つこと
- ・ 公平さを改善すること：積極的差別
- ・ 教育の質を改善すること、学習結果に注意を集めること
- ・ 教育管理を分権化し、再編成すること

教育の分権化のメキシコモデルは、効果を現すまでに多くの時間を要し、むしろあいまいに表現される動機によるものであった。しかし現在、それは比較的うまくいっているように見える。一連のいくつかの改革は進歩への鍵となっており、増加した財政的刺激が主要な推進力となっている。しかしながら、真の連邦システム（より大きな度合いの自由と地方レベルでなされる決定を伴う）を実現するためには、さらに20年ないし25年の年月がかかるであろう。

分権化のインパクトについての希望的観測は、テストの点数によって示されるような教室での課業の結果に関する明確で決定的な情報を発見することである。しかしながら、種々の調査研究は、直接の原因（分権化）と結果（テストの点数）との関係の妥当性は、教員養成、親のサポート、資源の利用可能性、生徒と教員の動機付け、仲間集団の圧力などのような多くの変数が介在するために疑わしい、と指摘している。

州政府は、教科内容面と実践面の両面にわたる実質的なカリキュラム改革を導入することを承認している。又は、まったくSEPに依存しすぎている。カリキュラム改革もまた厳しい状況にある。どのようなものでも分権化の努力の目標は、地方社会 local communities が（自ら）望み、教育的装置の生産性の向上を促進すべく最上に構想された変化を起こすことを認めることではない。もしある教育制度が自由にカリキュラムの要素を革新し、実験することができるならば、それは、やがて、国の目標と一致するかもしれない、あるいは一致しないかもしれない特殊の状況に最も適したプログラムを創案するであろう。

連邦政府は、制度の評価に対して責任がある。しかし進展はほとんど見られない。生徒の学力を測定するような基準も策定されていない（OCE,1999）。しかし、いくつかのケースにおいて、連邦政府は、評価の政治的重要性について、生徒の遂行能力を改善するためのメカニズムとしてよりも、権力の道具としてよりも多くの関心を示している。現行の評価のメカニズムを維持するもう一つの理由は、組合と連邦政府との間の意見の相違に関係している。SEP当局は教員の遂行能力の評価に反対するSNTEから強い圧力を受けているのである。

(注)

- 1 公立学校においても外国語、音楽、美術などの選択科目を設置することができるが、これらの科目の履修にあたっては、科目ごとに料金が徴集される。
- 2 幼稚園は、基本的には各省庁あるいは企業が設置運営しており、したがって、就園するのは関係職員の子どもとなっている。
なお、近年、3歳児からの入園が奨励されており、そのため幼稚園教師の養成課程の大幅な拡充が目指されている。
- 3 小・中学校においては、二部授業、三部授業が行われており、その都度教職員の交代が行われている。
- 4 遠隔中等教育は、教育条件に恵まれない農村地域の学力水準の維持・向上を目的として設置されており、テレビ利用の学習が中心となっている。カリキュラム、使用する教科書はほぼ全国共通である。

(資料) 1 メキシコ合衆国の概要

一般事情

- 1 . 人口：1億320万人（2002年国勢調査）
- 2 . 面積：197万平方キロ（日本の5.3倍）
- 3 . 首都：メキシコ・シティ
- 4 . 人種：ヨーロッパ系（スペイン系等）15%、ヨーロッパ系と先住民の混血60%、先住民25%
- 5 . 言語：スペイン語
- 6 . 宗教：カトリック（国民の約9割）
- 7 . 略史：1519年 エルナン・コルテスの率いるスペイン人が侵入
1821年 スペインより独立
1846年 米墨戦争（～48。国土の半分近くを米国に割譲）
1910年 メキシコ革命勃発
1917年 現行憲法公布

- 1938年 石油産業の国有化
- 1982年 債務危機発生
- 1986年 GATT加盟
- 1993年 APEC参加
- 1994年 北米自由貿易協定(NAFTA)発効、
OECD加盟、通貨危機発生
- 2000年 フォックス大統領就任

政治体制・内政

- 1. 政体：立憲民主制による連邦共和国
- 2. 元首：ピンセント・フォックス・ケサーダ大統領
(2000.12.1 就任、任期6年、再選不可)
- 3. 議会：二院制(上院128、下院500議席)
- 4. 行政府：与党国民行動党(PAN)政権
- 5. 内政：1920年以降クーデターがなく、政情は安定。
29年以降、強力な与党PRI(制度的革命党)による一党支配が続いていたが、2000年7月の大統領選で変革を訴えたフォックス候補(PAN)が勝利し、71年に亘るPRI政権に終止符。

外交・経済

- 1. 外交：・歴史的教訓から主権尊重、内政不干渉、
民族自決、紛争の平和的解決、等が外交の
基本原則
・外交関係多角化、先進国の仲間入りを目指し、92年には米国、カナダとの北米自由貿易協定(NAFTA)を締結、93年にはAPEC、94年にはOECD加盟
- 2. 経済：90年代前半にAPEC加盟(93年)、NAFTA発効(94年)、OECD加盟(94年)を実現、
経済安定を回復。94年12月に通貨危機が発生、その後、深刻なりセッションを経験するも、危機を境に生じたペソ安により貿易収支が黒字に転化。GDP成長も96、97年は5%超の高成長を記録。

(外務省ホームページにより作成)

* <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/data.html>

(資料) 2 メキシコ、アメリカ、フランス、韓国及び日本の中学校レベルにおける総授業時数に占める各教科の比率(1998年)

国名	国語	数学	理科	社会	外国語	テクノロジー	美術	体育	宗教	職業	その他	総授業時数
メキシコ	14	14	19	18	9	9	6	6	n	3	3	1,167
アメリカ	17	16	14	12	7	3	7	12	1	5	7	980
フランス	17	14	12	13	11	7	8	11	n	n	n	921
韓国	14	12	12	11	12	5	10	9	n	4	6	867
日本	14	12	11	12	13	8	11	10	n	n	8	875

(注) 年間総授業時数は、3年次の年間総授業時数。

(資料) OECD "Education at a Glance, 2000 Edition" p.237,238より作成